



福島医発第 53 号 (地)

平成 26 年 4 月 4 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良

(公印省略)

公害健康被害の補償等に関する法律施行規則等の一部改正について

標記の件につきまして、日本医師会より通知がありましたのでご連絡申し上げます。

公害健康被害の補償等に関する法律（以下、「公健法」）による療養の給付等と介護保険法による医療給付等との調整については、公健法第 14 条第 1 項及び公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和 49 年政令第 295 号）第 7 条第 1 項第 28 号の規定等に基づき行われてきたところであります。

今般、公健法施行規則の一部改正により、平成 24 年度介護報酬改定において新設された定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービスを提供する事業所につきましても、公害認定を受けた方の利便に供するため、療養の給付（現物給付）を執り行う公害医療機関として位置づけられ、本年 3 月 11 日より施行となっております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては別紙をご参照下さい。

小郡三井医師会より

地域保健担当理事 白石恒明
会長 蒲池 壽

(介 152)

平成 26 年 3 月 25 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

高 杉 敬 久



公害健康被害の補償等に関する法律施行規則等の一部改正について

公害健康被害の補償等に関する法律（以下、公健法）による療養の給付等と介護保険法による医療給付等との調整については、公健法第 14 条第 1 項及び公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和 49 年政令第 295 号）第 7 条第 1 項第 28 号の規定等に基づき行われてきたところであります。

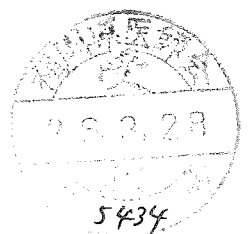
今般、公健法施行規則の一部改正により、平成 24 年度介護報酬改定において新設された定期巡回・随時対応型訪問介護看護および複合型サービスを提供する事業所につきましても、公害認定を受けた方の利便に供するため、療養の給付（現物給付）を執り行う公害医療機関として位置づけられ、本年 3 月 11 日より施行となりましたのでご連絡申し上げます。

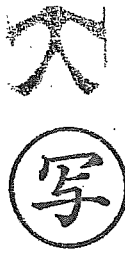
つきましては貴会におかれましても本内容をご了知いただき、貴会傘下の地区医師会への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

（添付資料）

・「公害健康被害の補償等に関する法律施行規則等の一部改正について」の送付について

（平 26. 3. 11 環企発第 1403111 号 環境省総合環境政策局環境保健部企画課保健業務室長通知）





環企発第 1403111 号

平成 26 年 3 月 11 日

公益社団法人日本医師会会長 殿

環境省 総合環境政策局

環境保健部企画課保健業務室長



公害健康被害の補償等に関する法律施行規則等の一部改正について

標記について、別添のとおり関係地方公共団体に通知しましたので、御了知方お願いいたします。



環保企発第 1403111 号

平成 26 年 3 月 11 日

公害健康被害の補償等に関する法律

主管部（局）長 殿

環境省総合環境政策局

環境保健部企画課保健業務室長

公害健康被害の補償等に関する法律施行規則等の一部改正について

平成 26 年 3 月 11 日、公害健康被害の補償等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 26 年環境省令 6 号）及び公害医療機関の療養に関する規程の一部を改正する件（平成 26 年環境省告示 31 号）が公布され、同日施行された。

これらの改正の主な内容は下記のとおりであるので、その実施に遺憾なきを期すとともに、関係方面への周知方をお願いします。

記

1. 公害健康被害の補償等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号。以下「公健法」という。）による療養の給付等と介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）による医療給付等との調整については、公健法第 14 条第 1 項及び公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和 49 年政令第 295 号）第 7 条第 1 項第 28 号の規程等に基づき行われてきたところである。介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 72 号）等の施行により、平成 24 年 4 月から、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービスが導入されたことから、被認定者の利便に供するため、介護保険法に規定する以下の施設を療養の給付（現物給付）を執り行う公害医療機関として位置付け（第 17 条の 2 関係）、所要の改正を行ったこと。

- ・介護保険法第 42 条の 2 第 1 項規定する指定地域密着型サービス事業者（ただし、同法第 8 条第 15 号第 1 項第 1 号に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う者及

び同法第8条第22項に規定する複合型サービス（同法第8条第4項に規定する訪問看護を含む組合せにより提供されるものに限る。）を行う者に限る。）

2. 公害医療機関の療養に関する規程の一部を改正する件

1 のとおり公害健康被害の補償等に関する法律施行規則の一部が改正され、指定地域密着型サービス事業者（介護保険法第8条第15号第1項第1号に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う者及び同法第8条第22項に規定する複合型サービス（同法第8条第4項に規定する訪問看護を含む組合せにより提供されるものに限る。）を行う者に限る。）

（以下、「サービス提供者」という。）が公害医療機関とされたことに伴い、療養の給付の記録として、サービス提供者は、サービスの提供の記録に指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省告示34号）において定められている事項のほか被認定者の公害医療手帳の番号等を記録することとしたこと（第7条関係）。